

## 2 住民税のしくみ

### (1) 住民税

一般的に、「市民税」と「県民税」をあわせて「住民税」と呼んでいます。住民税には、個人が納める「個人住民税」と、会社等の法人が納める「法人住民税」があります。

個人住民税(以下、「住民税」といいます。)は、前年に一定の所得があると定額で課税される「均等割」と、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」から成り立っています。

なお、住民税はまとめて市で賦課徴収するため、県民税分も市に納めます。

住民税			
市民税		県民税	
均等割	所得割	均等割	所得割

### (2) 住民税と所得税の違い

個人の所得に対して課税される税金には、市区町村・都道府県に納める「住民税」と、国に納める「所得税」があります。住民税と所得税の主な違いは、次のとおりです。

区分	住民税		所得税
対象となる所得	前年中の所得 ※令和7年度住民税は、令和6年1月から12月の所得に課税されます。		その年の所得 ※令和6年分所得税は、令和6年1月から12月の所得に課税されます。
課税方式	<賦課課税方式> 市民税・県民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書などの課税資料に基づいて、市が税額を計算し、通知します。		<申告納税方式> 納税者が、1年間の所得に対する税額を計算し、申告します。(確定申告) <源泉徴収方式> 給与支払者等が、支払い時に税額を計算し、徴収します。
所得控除	15～18ページのとおり		
税額控除	21～26ページのとおり		
税率		市民税	なし
	均等割	3,000円	
	所得割	原則 6%	課税所得金額により7段階(5、10、20、23、33、40、45%)に区分 ※復興特別所得税(所得税額の 2.1%) が併せて徴収されます。
	所得割	原則 4%	

【注】住民税均等割課税者には森林環境税(国税)1,000円が併せて課税されます。